

「インド政府による入国時観光査証取得(Tourist Visa on Arrival)制度変更の発表」について

2014年12月22日
在ムンバイ日本国総領事館

1 この度、インド内務省は、11月27日付のインド政府広報局プレス・リリースで、日本を含む43カ国の国民を対象に、インド入国時観光査証取得のためのオンライン・システム「観光ビザ電子発給制度 (Tourist Visa on Arrival (TVoA) enabled with Electronic Travel Authorization(ETA))」の導入を発表しました。

2 また、12月16日、インド内務省は、同省ホームページ新着情報にて、日本を含む12カ国の国民を対象とした現行のTourist Visa on Arrival (TVoA) 制度 (インド到着時に空港で申請しビザを取得することが可能な制度) を2014年12月26日以降は継続せず、11月27日より導入したオンライン申請に移行することを発表しました。

3 現行VoA制度の終了発表から新制度(TVoA)へ完全移行するまでの期間が極めて短期間となっていることから、インド政府内で移行日の延長について検討が行われていますが、今後インドへ渡航される皆様でこの制度を利用予定の方は、インド到着時にトラブルになることを避けるため、以下の情報をご参照の上、オンライン手続きを行うことをお勧めいたします。

4 なお、今後、インド政府により新たな移行期間が設けられる場合には、あらためて当館ホームページ等でご案内いたします。

◆「観光ビザ電子発給制度Tourist Visa on Arrival (TVoA) enabled with Electronic Travel Authorization(ETA))」

(1) インド政府は、TVoA-ETAを2014年11月27日から導入することを決定。

(2) TVoA-ETAの対象国：豪、ブラジル、カンボジア、クック諸島、ジブチ、ミクロネシア、フィジー、フィンランド、独、インドネシア、イスラエル、日本、ヨルダン、ケニア、トンガ、ラオス、ルクセンブルク、モーリシャス、メキシコ、ミャンマー、ニュージーランド、ニウエ、ノルウェー、オマーン、パレスチナ、PNG、フィリピン、キリバス、韓国、マーシャル諸島、ナウル、パラオ、ロシア、サモア、シンガポール、ソロモン、タイ、ツバル、ア首連、ウクライナ、米、ベトナム及びバヌアツの43カ国。

(3) TVoA-ETAを取得して入国することが可能なインド国内の国際空港：デリー、ムンバイ、チェンナイ、コルカタ、ハイデラバード、バンガロール、ティルバナタプラム、コチ及びゴアの9空港。

(4) ビザの概要

ア 申請手続き (インド内務省ウェブサイト) :

<https://indianvisaonline.gov.in/visa/tvoa.html>

イ 申請期限：インド入国の最低4日以上前の申請が必要（例：1月5日入国の場合1月1日またはそれ以前の申請）。

ウ ビザの種類：入国日から数えて滞在期間30日（期限の延長は不可）。暦年で2回の申請が可能。

エ ビザ手数料：60米ドル（通貨交換手数料は除く）。ウェブサイト上でクレジットカードまたはデビットカードによる決済。1度支払った手数料の返還は不可。